

議案第2号

南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月2日提出

南風原町長 城間俊安

(提案理由)

労働基準法（昭和22年法律第49号）による勤務1時間当たりの給与額算出方法に改めること及び特定職員の給料月額の特減支給等を廃止する必要があるため提案する。

南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員の給与に関する条例（昭和59年南風原町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条中「乗じたもので除した額」を「乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額」に改める。

第23条第1項中「及び附則第6項第2号」を削る。

第23条の4第1項中「及び附則第6項第3号」を削る。

附則第6項から第9項までを削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。